

計画主体名	宮城県柴田町		
計画期間 実施期間	平成27年度～平成28年度 平成27年度～平成28年度	総事業費（交付金）	9,500千円（5,225千円）

1 計画全体について活性化計画目標は農業基盤整備事業により、地域の定住化の促進を目標としており

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	活性化計画では、農業基盤整備事業により農業経営の安定化、効率化を図ることで、地域の定住化の促進を目標としており、これは農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	柴田町総合計画でも大区画ほ場整備の推進ということで掲げられており、農業振興地域整備計画との連携も図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	活性化計画に位置付けられている農業基盤整備事業については、地区代表者の組織を中心に合意形成を図っており、地区説明会などでは、女性の参加もある。
事業の推進体制は確立されているか	○	地区の代表者などで中名生・下名生ほ場整備推進協議会という組織を設立しており、推進体制は確立している
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	この事業を実施することで、円滑に農業基盤整備事業が進められるので、活性化計画の目標に沿った事業である。
計画期間・実施期間は適切か	○	定住等及び地域間交流の促進に関する法律や実施要綱の規定から、実施期間2年は適切であるが、計画期間については、地元の要望により2年とした。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付金要望額＝5,225千円 交付限度額＝9,500千円×55%＝5,225千円のため、交付限度額以内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回の事業は新規事業である。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	—	該当なし
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3に該当する事業である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3より、投資効率は1.0となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容については、実施要綱のメニューに定められたもので地形図作成、農用地等集団化となっており、柴田町が実施主体となるので、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	町に対する交付であり、個人に対する交付ではない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし

近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	地形図の作成については、国の設計業務等標準積算基準書を基に積算しており、農用地等集団化については、宮城県の単価を参考に積算した。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	地形図の作成にあたっては、税務課保管の航空写真のデータを利用することで、コストを大幅に低減した。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし

地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	平成27年度新年度予算に計上予定となっている。
人札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	地形図作成については、一般競争入札を予定している。農用地等集団化については、柴田町の農地地図情報を保有していること、さらに昨年度ほ場整備事業の基本計画資料の作成を受託したことなど、コストの低減や実績を考慮し、宮城県土地改良事業団体連合会と随意契約の方法で契約する予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	—	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。